

受託業者を選定するための評価基準

別紙1

1. 実績・体制

評価項目	評価の着目点及び、判断基準	配点	
		小計	合計
企業業績	企業の経営が安定していると判断できるか。	5	15
業務実績	放課後児童健全育成事業について豊富な業務実績を有しているか。	5	
有資格者	放課後児童健全育成事業に従事する放課後支援員を確保しているか。(補助員の割合が多くないか。)業務責任者等の経験は充分か。	5	

2. 業務の実施方針

評価項目	評価の着目点及び、判断基準	配点	
		小計	合計
基本的委託業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の運営理念及び基本方針 ・書類管理や個人情報の保護 ・施設、設備、備品の管理と環境整備 	5	50
職員の体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員等の配置体制や代替員確保体制 ・支援員等の給与、各種手当、休暇等の待遇 ・支援員等の育成計画、研修計画 	10	
児童の健全な育成に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の育成支援に対する考え方 ・児童への指導方法に対する考え方 ・児童の健康管理、安全確保及び事故発生時の対応に対する考え方 ・特別な配慮を必要とする子どもへの対応 ・効果的、魅力的な教養・学習プログラムの提供 ・おやつ提供について 	20	
保護者対応及び児童虐待への対応に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭及び保護者との信頼関係の構築 ・苦情解決及び苦情処理体制 ・児童虐待が疑われる場合の対応や見守り協力体制 	10	
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・町との連絡調整体制 ・学校、地域その他関係機関との連携 	5	

3. 見積金額

評価項目	評価の着目点及び、判断基準	配点	
		小計	合計
事業限度額との差によるもの	事業限度額から見積額を差し引いた金額を5,000,000円で除して算出する。(上限を10点とし、小数点以下は切り捨て)	10	20
他の事業者との価格差によるもの	調査・分析業務に係る見積価格順位と最低価格者との価格差を勘案し評価点を算出。1位(最低価格者)を10点とし、2位以下については、次の式により算出する。 (1位の見積額 / 当該見積事業者の額) × 10点(小数点以下切り捨て)	10	

4. その他

評価項目	評価の着目点及び、判断基準	配点	
		小計	合計
独自提案	効果的な独自提案がある場合	10	15
サウンディング加点	本町が実施した当該業務に関するサウンディングにおいて提案したか。	5	

※ 合計得点が同点の場合は、「2. 業務の実施方法」「3. 見積価格」「1. 実績・体制」の順序で、その項目の審査点を比較し決定します。

※ 合格基準点は選定委員が採点した点数の合計の平均点が60点以上の場合とします。

合計	100
----	-----